

保健所長 殿

病院名（診療所名）

所在地  
電話番号

管理者氏名

## 診療用放射線照射器具翌年使用届

診療用放射線照射器具であってその装備する放射性同位元素の物理的半減期が30日以下のものを備えているので、医療法（昭和23年法律第205号）第15条第3項及び同法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第27条第3項の規定により届け出ます。

1	この翌年使用届に係る診療用放射線照射器具の当初の備付届出年月日							
2	翌年において使用を予定する診療用放射線照射器具							
型	式							
筒	数							
装備する放射性同位元素の種類								
装備する放射性同位元素の数量（ベクレル）								

(注) 毎年12月20日までに提出すること。